

幼児教育・保育無償化について

幼児教育・保育の無償化は、3～5歳児クラスと、0～2歳児クラスの住民税非課税世帯が対象となります。

認可保育所や認定こども園の保育（2号3号）を利用している方は、従来の保育料を保護者の代わりに市が施設へ支払う方式（現物給付）となるため、特別な手続は必要ありません。

市との現物給付の取り決めがされていない施設（認定こども園や幼稚園の預かり保育利用）などは、一旦保護者が施設へ利用料を支払い、領収書などとともに市へ申請することで給付を受けることができる方式（償還払い）となります。



「保育の必要性」について

保育者の就労や病気などで、家庭において必要な保育ができない状況（保育の必要性）の有無によって受けられるサービスが異なります。

【保育の必要性の理由】

- ① 就労
（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内就労など、64h/月かつ16h/週以上の就労実態があること）
- ② 妊娠、出産
- ③ 保護者の疾病、障害
- ④ 同居又は長期入院等している親族の常時の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動（起業準備含む）
- ⑦ 就学（職業訓練を含む）
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要と認められる場合
- ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

無償化の範囲

幼児教育・保育無償化の対象や条件は、以下のとおりです。

子どもの年齢		3～5歳児クラス ※3歳で迎える4月1日～小学校就学前		0～2歳児クラス ※出生から3歳になって最初の3月31日まで		
保育の必要性		あり	なし	あり		なし
住民税課税状況		－	－	非課税世帯	課税世帯	－
施設の種類	保育所（認可施設）、 認定こども園（保育利用）	無償	－	無償	無償化の 対象外	－
	認定こども園（教育利用）	無償		－	－	－
	認定こども園（教育利用）の 預かり保育料	11,300円/月 まで無償	無償化の 対象外			
	幼稚園	25,700円/月まで無償				
	幼稚園の預かり保育料	11,300円/月 まで無償	無償化の 対象外			
	認可外保育施設、病児保育、 ファミリーサポートセンター、 一時預かり	合計 37,000円/月 まで無償		合計 42,000円/月 まで無償	無償化の対象外	

●3～5歳児クラスまでの障がい児の発達支援サービスも無償化されます。

お問い合わせ先：系満市役所 保育こども園課 保育・こども園係 ☎098-840-8131（平日8:30～12:00、13:00～17:15）